



有限会社 ウンピング・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピング神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 168 2016年12月07日

インドネシア特許法改正施行について ～年金制度の変更点と実務上対応すべき点～

2016年8月26日付で、インドネシアの改正特許法が施行となりました。今回の法改正においては多くの点で変更が行われておりますが、実務上、緊急に対応を要するものとして年金制度の大幅な変更がございますので、取り急ぎ年金制度の改正点のみ、下記表の通りご案内申し上げます。

＜変更点＞

	改正前	改正後
①特許付与時に取るべき手続き	特許付与日から12ヶ月後に当たる日の前日までに、出願から特許付与年度までの累積年金を納付する。	特許付与日から6ヶ月後に当たる日の前日までに、出願から特許付与年度までの累積年金+1年分の年金を納付する。
②特許付与時に放棄する場合に取るべき手続き	累積年金を納付した上で放棄手続きを行う。累積年金を納付しない場合には「債務」となる。	特になし。 累積年金を納付しないことにより自動的に特許は無効と見なされ、「債務」も発生しない。
③累積年金納付後の毎年の特許年金納付期限	毎年の権利期間の後に到来する特許付与応当日 (権利期間に対し後払い)	毎年の権利期間の前に到来する、出願応当日の1ヶ月前 (権利期間に対し前払い)
④特許年金を納付せず特許権を放棄する場合に取るべき手続き	特許庁に対し積極的放棄手続きを行うことが必要。 積極的放棄手続きを行っていない場合、3年連続の年金不納付によって特許権は無効と見なされるが、その3年分の年金が「債務」として残る。近年、特許庁から出願人に対し、過去の「債務」の督促状が送付される事例が多く発生。督促状は100日間で3回送付され、納付しない場合にはインドネシア財務省に通達される。	特になし。 特許庁に対し放棄手続きは不要。 特許年金の不納付により、前年度の権利期間満了日を以て権利消滅。 年金の「債務」も発生しない。

＜実務上対応すべき点＞

今回の改正特許法は、2016年8月26日以降に出願の案件に適用されます。

しかしながら年金に関しては、2016年8月26日より前に出願のものも含め「現在存続中のすべてのインドネシア特許」に関して新法が適用され、前頁の表③の通り、納付期限が「毎年の権利期間の後に到来する特許付与応当日（権利期間に対し後払い）」から「毎年の権利期間の前に到来する、出願応当日の1ヶ月前（権利期間に対し前払い）」に変更となります。

新法の適用により、

- a) 納付期限が2016年8月26日より前の日付に変更となる未納の年金 及び
- b) 納付期限が2016年8月26日～12月30日の間に到来する未納の年金

については、経過措置として、2016年12月30日までにインドネシア特許庁に納付することができます。（下記例1をご参照下さい）

この期限までに納付を行わない場合、特許権は無効となりますのでご注意下さい。

【例1】

インドネシア特許A（出願日2005年12月1日、特許付与日2010年6月1日）
新法施行の時点で第10年度年金まで納付済みの場合

	＜改正前の納付期限＞ 毎年の権利期間の後に到来する 特許付与応当日 (権利期間に対し後払い)	＜改正後の納付期限＞ 毎年の権利期間の前に到来する、 出願応当日の1ヶ月前 (権利期間に対し前払い)
第11年度年金 (権利期間：2015/12/01～ 2016/11/30)	2017年6月1日	<u>2015年11月1日</u> <u>(上記aに該当)</u> ※1
第12年度年金 (権利期間：2016/12/01～ 2017/11/30)	2018年6月1日	<u>2016年11月1日</u> <u>(上記bに該当)</u> ※1

※1 この例の場合、第11～12年度年金を、2016年12月30日までにインドネシア特許庁に納付しなければなりません。

なお、旧法において特許付与された場合の累積年金（特許付与年度までの年金）「+1年分の年金」も、この経過措置の対象となります。（次頁の例2をご参照下さい）

【例 2】

インドネシア特許 B (出願日 2010 年 10 月 1 日)
2016 年 6 月 1 日 (新法施行前) に特許付与され、
新法施行の時点で未だ累積年金を納付していない場合

	改正前の納付期限	改正後の納付期限
累積年金（第 1 ~ 6 年度）	2017 年 5 月 31 日 (特許付与日から 12 ヶ月後に 当たる日の前日)	<u>2016 年 11 月 30 日</u> <u>(特許付与日から 6 ヶ月後に 当たる日の前日)</u> <u>(前頁 b に該当)</u> ※2
第 7 年度年金 (権利期間：2016/10/01 ~2017/09/30)	2018 年 6 月 1 日 (特許付与応当日)	

※2 この例の場合、累積年金（第 1 ~ 6 年度）と第 7 年度年金を併せて、2016 年 1 月 30 日までにインドネシア特許庁に納付しなければなりません。

また、新法施行後に特許付与された場合の年金納付期限につきましては、下記の例 3 をご参照下さい。

【例 3】

インドネシア特許 C (出願日 2010 年 10 月 1 日)
2016 年 11 月 1 日 (新法施行後) に特許付与され、
未だ累積年金を納付していない場合

	改正前の納付期限	改正後の納付期限
累積年金（第 1 ~ 7 年度）	2017 年 10 月 31 日 (特許付与日から 12 ヶ月後に 当たる日の前日)	<u>2017 年 4 月 30 日</u> <u>(特許付与日から 6 ヶ月後に当たる日 の前日までに、出願から特許付与年度 までの年金 +1 年分の年金を納付)</u>
第 8 年度年金 (権利期間：2017/10/01 ~2018/09/30)	2018 年 11 月 1 日 (特許付与応当日)	
第 9 年度年金 (権利期間：2018/10/01 ~2019/09/30)	2019 年 11 月 1 日 (特許付与応当日)	<u>2018 年 9 月 1 日</u> <u>(出願応当日の 1 ヶ月前)</u>

弊社で管理している該当案件につきましては、既にお客様には個別にすべてご案内済みでございます。

年金制度の改正点のうち現時点で未だ不明な点、ならびに年金制度以外の改正点につきましては、追って弊社ウェブサイトに掲載致します。
ご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせ下さい。

以上

(情報提供 : Am Badar & Partners、Tilleke & Gibbins、Spruson & Ferguson 他)